

海外経済要録

国際機関

◇OECD閣僚理事会、コミュニケを発表

OECDの第16回閣僚理事会は6月23日、24日の両日にわたってパリで開催され、同24日貿易制限自粛宣言の1年延長を含むコミュニケを発表した。同コミュニケの貿易、景気、国際収支に関する部分の主要点は以下のとおりである。

- (1) このところ高率の失業の持続および特定部門の経済困難に伴い、保護主義の圧力が強まっているが、保護主義的政策に訴えることは、かえって失業の増大、インフレの高進、経済的福祉の後退をもたらすおそれがある。このため加盟国政府は74年5月30日の貿易制限自粛宣言をさらに1年間延長する旨決定した(注)。

(注) 本決定に際しスペインは暫定的にその立場を留保。なお同宣言は74年5月30日に向こう1年間の期限で初めて採択され、75年、76年と1年間ずつ期限延長されてきた(51年7月号「要録」参照)。

- (2) 本理事会は、完全雇用および物価安定への漸進的復帰を図るため、昨年6月に採択した持続的拡大のための戦略(注)を再確認した。この戦略目標の実現のためには、78年のOECD地域のGNP成長率は77年よりも幾分高い5%前後が望ましい。

(注) 同戦略はインフレなき持続的経済拡大を達成するため、75年から80年までに年平均5½%の実質成長(OECD加盟国全体)を想定(詳細は51年10月号「欧米経済中期展望の特徴と背景」参照)。

- (3) 国際収支の不均衡を是正するために、対外ポジションの弱い加盟国はインフレを低下させるよう国内需要を抑制し、国際競争力の向上を図るための政策を進めるであろう。一方、対外ポジションの強い加盟国は、インフレの一層の改善と両立しうる国内需要の持続的拡大を図り、基調的な市場要因に対応して、經常収支じりの悪化と為替相場の上昇を容認する用意がある。

- (4) 成長と安定のための具体的目標および政策が加盟国間で異なるのは当然であるが、それらはOECDあるいは世界経済全体のインフレなき持続的成長に資するものでなければならない。この意味で本理事会は加盟各国間の整合性を図り、今後の現実の動きを注視していく所存であるが、そのための手続きとして、78年のGNPと国内需要の増加目標値および同年に採用すべき安定化政策を各加盟国がOECDに通告することを決定した。

- (5) 本理事会は、「完全雇用と物価安定を目指して」と題するマクラッケン報告(注)の分析と政策提言を慎重に検討するよう、OECDおよび加盟国に勧告した。

(注) OECD諮問委員会であるマクラッケン・グループ(8人の経済専門家で構成)が本年4月にバン・レネップOECD専務理事に対して答申したもの(公表は6月中旬)。同報告によれば、OECD諸国の経済成長は今後数年間、インフレ再燃を抑えつつ雇用拡大を実現するような比較的「細い道(narrow path)」に沿って進むべきであり、そのための需要管理を実施するにあたり、高率インフレ阻止の観点から、①マネーサプライ増加目標値の公表、②中期財政計画の設定、③価格・所得政策等を組合わせるべきだとしている。

◇国際経済協力会議閉幕

75年12月発足以来、1年半にわたって南北対話を進めてきた国際経済協力会議(CIEC、51年1月号「要録」参照)は、5月30日～6月2日の4日間、パリにおいて締めくくりの閣僚会議を開催し、共同議長報告を採択して閉幕した。

CIECは、先進国代表8か国、発展途上国代表19か国により、エネルギー、一次産品、開発、金融の4委員会を設置し、都合9回に及ぶ討議を行った。

しかしながら、委員会討議は、共通基金設立、累積債務棚上げ、政府開発援助(ODA)の拡大等発展途上国側の突上げが激しく、終始平行線をたどったまま調整がつかず、当初昨年12月に予定されていた締めくくりの閣僚会議は本年5月末に延期された。その間共同宣言案作成のための作業部会が開かれたが、結局物別れに終り、懸案事項はすべて閣僚会議に持越されていた。

こうしたことから、閣僚会議は当初より難航が予想されたが、果して先進国側が共通基金の設立、低所得国に対する10億ドルの特別融資、ODAの拡大等の譲歩を見返りとして行ったエネルギー問題に関する対話継続の提案は、日程を延長しての調停工作にもかかわらず結局失敗に終わった。この結果、本会議は共同宣言の採択にまで至らず、20項目の合意点と21項目にわたる不合意点を併記する形の共同議長報告が採択されたにとどまり、南北双方が会議の結果に遺憾の意を表明するという国際会議としては異例の幕切れとなった。この結果今後南北対話の舞台はUNCTAD等国連その他の機関に引継がれることとなった。

なお、本会議における主要な合意点および不合意点は次のとおり。

(合意点)

- 石油および天然ガスが枯渇資源であることを認識し、その節約を図るとともに他のエネルギー源への移行を進めること。
- UNCTADにおいてさらに交渉されるべき目的およ

び構成要素を有するある種の共通基金を設立すること。

- ODAの量および質を改善すること。
 - 低所得諸国に対する特別措置計画として、先進国が10億ドルを拠出すること。
 - 発展途上国による資本市場へのアクセスを促進すること。
- (不合意点)
- エネルギー価格およびエネルギー輸出所得の購買力維持について。
 - 石油輸入諸国または石油輸入発展途上国の対外収支問題に対処するための金融援助について。
 - エネルギーに関する協議の継続について。
 - 発展途上諸国の購買力維持について。
 - 補償融資に関する措置について。
 - 発展途上諸国の債務救済措置について。
 - インフレ対策について。
 - 産油国の金融資産保全について。

米州諸国 (4)

◇米国連邦準備制度理事会、一部定期預金の金利最高限度を引上げ

連邦準備制度理事会は、加盟銀行の個人年金勘定(注1)および自家営業者年金勘定(注2)に預入される定期預金に対する付利に関し特例を設け、期間3年以上のものについては金利最高限度を商業銀行、相互貯蓄銀行あるいは貯蓄貸付組合の定期預金に認められている金利上限のうち最も高いもの(現在7.75%)と同水準にすることを認める旨、レギュレーションQを改正し、7月6日実施した。なお連邦預金保険会社も傘下の商業銀行に対し、同様の措置を講じた。

本措置により、商業銀行の両勘定に預入される定期預金の金利最高限度は従来の7.5%から7.75%に引上げられ、これまで同預金について商業銀行と貯蓄金融機関(相互貯蓄銀行・住宅貸付組合)との間に設けられていた金利格差(貯蓄金融機関が0.25%高)は撤廃された。本措置の趣旨について連邦準備制度理事会は、「年金勘定については、いずれの金融機関に預入した場合にも、最も高い金利を受けとることができるようにすることが国民の利益に合致しよう」と述べている。

(注1) 個人年金勘定(individual retirement accounts)とは、「74年雇用者年金所得証券法(Employee Retirement Income Security Act of 74)」に基づき、税制面の優遇措置を講ずることにより、企業等での年金制度に非加入の雇用者の年金貯蓄を奨励するために設けられた勘定である。同勘定に対してはその預入額が所得税の課税控除対象とされるという特典を与えられているが、年収の15%あるいは1,500ドルのいずれか低い額

が預入限度と定められている。
(注2) 自家営業者年金勘定(Keogh plan retirement accounts)とは、「62年自家営業者年金法(Self-Employed Individuals Tax Retirement Act of 1962)」に基づき、個人年金勘定と同様の目的のため、年収の15%あるいは7,500ドルのいずれか低い額までの預入を認め、所得税の課税控除対象とする勘定である。

◇メキシコ、石油担保国債を発行

1. メキシコ政府は4月29日、同国の政府系開発銀行 Nacional Financiera, S.A. を通じて総額20億ペソの石油担保国債(Petrobono)を発行した。本国債は元本および年7%の利払いを保証されているほか、同国の原油(注)で担保され、償還時に原油価格の上昇により担保原油の値上り益が得られた場合には、その差益分をも追加的に配分するという原油価格スライド条項が織込まれている点特徴的である。本国債の発行に際し同国政府は、「魅力ある利息を付すことにより、貯蓄を奨励し、国内銀行制度に対する信認を回復させ、メキシコ経済の成長にとり必要とされている発行市場の発展に資することを目的とするものである」旨説明している。

(注) メキシコはすでに75年に石油の自給を達成、輸出国に転じており、同国の原油推定埋蔵量は Petróleos Mexicanos(国営石油会社)によれば、140億バレルに上るとされている。

2. 本国債の概要は次のとおり。

(1) 発行概要

発行者	Nacional Financiera, S.A.(政府系開発銀行)
募集開始	77年4月29日
発行額	20億ペソ(90百万ドル<4月末1ドル=22.2ペソで換算>)
期間	3年
金利	年利7%(利払年4回)
発行価額	100%
券種	1千ペソ、5千ペソ、10千ペソ、50千ペソ、100千ペソ、500千ペソ、1百万ペソの7種類
保証	連邦政府(下記(2)の信託契約に基づく原油価格スライド条項付)
募集方法	金融機関と証券会社によるシ団を組織
購入限度	1投資家当たり1百万ペソ
登録・上場	全国証券委員会(la Comisión Nacional de Valores)に登録され、メキシコ証券取引所(la Bolsa Mexicana de Valores)に上場される。

税制上の措置 原則として個人投資家は免税

(2) 政府と Nacional Financiera との信託契約

イ. 政府は Petróleos Mexicanos(国営石油会社、通

称 Pemex)に対し、22億ペソ相当の原油を3年後の1980年4月に同社の80年4月1日から25日までの間の平均原油輸出価格で売却する契約を締結。

ロ. 政府は本契約によって得られる一切の権利を Nacional Financiera に信託する。

ハ. 受託者たる Nacional Financiera は、Pemex から原油代金を受取り、これを上記国債の元利償還に充当するが、そのうち現在20億ペソ相当の原油に係る受取代金が原油価格の上昇により元利総額を上回る場合、その差額を国債保有者に対し保有割合に応じて配分する。

欧州諸国

◇西ドイツ連邦議会、税制改革案を承認

1. 西ドイツ連邦議会(下院)は6月16日、財政赤字の縮小、税負担配分の是正、企業投資環境の改善をねらった税制改革に関する政府提案を可決承認した。本税制改革の主な内容は次のとおりである(明78年1月1日以降実施)。

(1) 付加価値税率の引上げ(11→12%、ただし食料品、飼料等に適用される軽減税率については5.5%から6%へ引上げ)。

(2) 財産税率の引下げ(個人0.7→0.4%、法人1→0.7%)。

(3) 所得税控除額の引上げ(注)。

なお、本改革に伴うネット税収増加額は78年度約37億マルクと見込まれている。

(注) 例えば生命保険、年金保険等支払いに対する特別支出控除額の最高限度について夫婦者3,600マルク(独身1,800マルク)を、4,200マルク(同2,100マルク)へ引上げ。

2. 本改革案の議会審議に際しては付加価値税率を2%ポイント上げるとの政府提案が、景気回復に悪影響を及ぼすとの見地から野党(CDU)議員の反対にあい、修正を余儀なくされたほか、その採択に当たっても与党(SPD)左派議員から、財産税率の引下げにつき企業・富裕層を優遇するものとして反対投票、棄権票が投じられたため3票差(与野党議席差は8)で辛くも可決されたという経緯がある。

◇西ドイツ、6.5%もの連邦債を発行

西ドイツの国債引受けシンジケート団小委員会は6月27日、本年3回目の連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、最近の債券相場の堅調を映じて、表面金利がさらに低下し(前回4月上旬6.75%、今回6.5%)、期間が同様の連邦債の金利としては1968年7月以来の低水準となった。

発行額	900百万マルク
表面金利	6.5%
期間	10年
発行価格(対額面金額比)	99.75%
応募者利回り	6.53%
売出し期間	7月1日～5日(ただし上記発行額中100百万マルクについてはブンデスバンクが市場価格操作のため留保する)

◇フランス、1977年改訂経済見通し等を発表

1. フランス政府は6月3日、1977年改訂経済見通しを国民経済計算・予算委員会(la Commission des Comptes et des Budgets Economiques de la Nation)の審議に付した後、以下のとおり公表した。

(実質ベース、前年比増減(△)率・%)

	1976年 実績 見込み	1977年見通し	
		改訂見通し (77/6/3公表)	当初見通し (76/9/22公表)
国内総生産	5.2	3.5	4.8
個人消費	5.0	3.6	4.1
総固定資本形成	4.5	0.7	n.a.
うち 企業	5.6	1.4	3.1
家計	1.4	△ 2.0	n.a.
政府	5.4	3.0	n.a.
輸出	10.3	7.8	9.3
輸入	19.5	2.8	7.1
消費者物価上昇率 (12月時点の 前年同月比)	9.9 〔 9.8 〕	8.0 〔 8.7 〕	6.5 〔 8.0 〕

(注) []内は年平均指数の前年比。

大蔵省は今次経済見通しの発表に際し要旨次のとおりコメントしている。

(1) 77年の国内総生産は国内需要の増勢の大幅鈍化(76年+7.2%→77年+2.4%)を主因に前年比+3.5%と1976年実績見込み(同+5.2%)を下回るものと見込まれる。もっとも輸出は新規市場の開拓等販路の拡大に加え、フランス製品の国際競争力の回復もあって1977年中も引続き成長を牽引していくこととなろう。

(2) 家計部門の需要は、77年には住宅投資の落ち込み(前年比76年+1.4%→77年-2.0%)、消費の伸び悩み(同76年+5.0%→77年+3.6%)が大きく響いて、伸び率では前年を下回るが、国内需要の中では最も強い景気下支え要因となろう。

(3) 企業(金融機関は除く)の固定資本形成は77年には、原子力発電所建設、電話網近代化関連等を中心に国営企業の設備投資が前年比10%増加するのに対し、民間

企業の投資規模はほぼ前年並みにとどまるため、全体では+1.4%と伸び率は前年(+5.6%)を大幅に下回る見通しである。

(4) 消費者物価上昇率は賃金の増勢鈍化(1人当り賃金上昇率、76年+14.1%→77年+11.0%)のほか、コーヒー、ココア等輸入食料品価格の着落きが予想されるため、77年下期以降に鈍化し、同年12月時点では前年比+8.0%(76年同+9.9%、年平均上昇率では77年+8.7%、76年+9.8%)になるものと見込まれる。

2. なおブーラン蔵相代理相は上記委員会において78年の経済見通しに関し、「同年の実質国内総生産は+4.5%とモダレートな成長にとどまるうえ、政府の経済再建諸施策の効果も一段と顕現化してくるため、国際収支面では貿易・サービス収支がほぼ均衡すると見込まれる。また物価面でも、消費者物価の騰勢は78年12月には前年比+6.0%まで低下することとなる。さらに賃金の伸びも引続き鈍化していくことから、企業の経営内容も78年には一段と改善する見通しである」との見解を明らかにした。

◇フランス、繊維製品輸入規制を発表

1. フランス政府は6月18日、輸入品の急増により苦境に陥っている国内繊維産業を救済するため、概要以下のような繊維製品輸入規制を、同22日から実施する旨発表した。

(1) ワイシャツ、ブラウス、Tシャツ、織物用綿糸の輸入についてGATT第19条で定められている緊急措置(いわゆるエスケープ・クローズ)(注1)を発動する。ただし、EC加盟国については本措置を適用しないほか、ECと連合関係を締結している諸国(注2)に対してはGATT第19条を発動する代わりに、フランスと当該諸国との間で個別に締結されている特惠関係供与協定において定められているセーフガード条項を発動する。

(注1) GATT第19条によれば、GATT加盟国は当初予期されなかった事態の発生により輸入製品が同種製品を生産する国内生産者に重大な損害を与えるか、あるいは、そのおそれがある場合には、輸入制限または関税譲許の撤回もしくは修正を行うとされている。

(注2) EFTA加盟国(スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、オーストリア、ポルトガル、スイス)、ロメ協定国(アフリカ、カリブ海、太平洋地域の46の発展途上国により構成)、チュニジア、モロッコ、アルジェリア、ギリシャ、トルコ、スペイン、マルタ、キプロス、イスラエル、エジプト。

(2) スカート、ワンピース、スーツ、ズボン、綿布のうちモロッコ、チュニジア、スペイン、トルコ、モーリシャスから輸入される分については、輸入相手先国別に2国間ベースで輸入割当または対仏輸出自主規制協定の締結を実施する。

2. 今次措置につきロッシ貿易相は「最近、労働コストの低廉な諸国からの繊維製品輸入の急増に伴い国内繊維産業が大きな打撃を受け、この結果当該産業における雇用情勢も極度に悪化していることにかんがみ決定されたものである。従って、今回の輸入規制は保護主義の見地に立つものではなく、フランス政府は引続き自由貿易の原則を遵守していく方針である」旨説明している。

◇フランス、食料品価格対策等を決定

フランス政府は6月7日、本年2月以降物価の騰勢が加速していることにかんがみ、高騰を続ける食料品価格対策を中心とする概要以下のような物価上昇抑制措置を決定した。

(1) 食料品価格対策

イ. 従来平均総マージン率規制(個別企業ごとに77会計年度の総売上額について計算された平均総マージン率(注)を前会計年度の当該マージン率以下とすることを義務づけるもの、3月号「要録」参照)の適用対象外であった果物・野菜の卸売業者に対しても新規に当該規制を適用する。ただし、個々の取引に係るマージン率は、当該企業の76会計年度の平均総マージン率の1.75倍を超えてはならない。

(注)
$$\text{平均総マージン率} = \frac{\text{売上額(付加価値税控除後)} - \text{仕入額(同)}}{\text{売上額(同)}}$$

ロ. 鮮魚の小売価格について77年12月31日までの間上限を設定する(魚の種類等に応じて1kg当り10~16フラン)。

(2) 輸入品価格対策

輸入業者に対し新たに、大蔵省物価・競争局(la Direction Générale de la Concurrence et des Prix)に販売価格一覧表およびその他の販売条件に関する資料を提出することを義務づける。

◇英国、変動利付国債を再発行

1. 英国政府は7月1日、変動利付国債4億ポンドを発行した。同国債は初回分(5月27日発行)と同様、全額英蘭銀行引受けの形で発行され、市中に対しては同行が7月4日以降に市場を通じて売却する。発行条件は次とおりであるが、形式、利率の計算方法、固定利付債への転換条項等は初回分と同一である(6月号「要録」参照)。

(1) 償還日……1982年6月15日。

(2) 利率等……金利は毎週のTB入札平均レートの半年間の平均プラス0.5%。利息は半年払い(利払日は6月15日、12月15日)。

2. 同国債の追加発行は、当面の金利見通しにつき市場

で先高感が台頭しているため、5月27日発行の変動利付債4億ポンドの売行きが予想以上に好調であり、6月22日で売切れになったことに対処したものとみられている。

◇イタリア、公定歩合を引下げ

1. イタリア銀行は6月11日、公定歩合を2%引下げて13%とし、同13日以降実施する旨決定した。イタリアの公定歩合変更は76年10月(12→15%)以来約8ヵ月ぶりであり、また公定歩合の引下げは75年10月以来のことである。新レートは以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

手形割引歩合

商業手形割引 13%、ただし高率適用(注)の場合は16%(15%、同18%)

貸付歩合

通常貸付 13%(15%)
債券担保特別短期貸付 13%、ただし高率適用(注)の場合は最高16%(15%、同18%)

(注) 高率適用の方法

- (1) 商業手形割引の場合……従来どおり、当該割引実施直前の半期(1～6月または7～12月)における商業手形割引額平均残高が支払準備制度適用対象預金平均残高の1%を超える銀行に対しては、3.0%の罰則金利を適用。
- (2) 債券担保特別短期貸付の場合……商業銀行が最初の貸付を受けてから2回目の貸付を受けるまでの期間が90日以内の場合は3.0%、91～120日以内の場合は2.0%、121～150日以内の場合は1.0%の金利をそれぞれ加算適用(151日以上経過した場合は高率適用の対象外)。

2. 今次引下げ措置の背景につきイタリア銀行パッフィ総裁は、「①最近における物価の騰勢鈍化、②国際収支の改善傾向、③リラ相場への堅調および④国内金融市場における金利水準の低下、などにかんがみ決定されたもの」と説明している。

◇イタリア銀行協会、プライム・レートの引下げを決定

イタリア銀行協会(Associazione bancaria)は6月21日、13日のイタリア銀行の公定歩合引下げ実施(「要録」前項参照)に呼応して、プライム・レートを引下げるとともに、従来一本建となっていた同レートを以下のように二本建とし、7月1日以降実施する旨決定した。新レートは下記のとおり(年利%、カッコ内は旧レート)。

- (1) 通常貸付(貸付の大宗を占める当座貸越等の無担保、無保証貸付)……18.5(19.5)
- (2) 優遇貸付(輸出信用、商業手形割引、担保付ないし保証付貸付、等)……18.0(19.5)

◇イタリア、変動利付国債を発行

1. イタリア政府は6月30日、変動利付国債(certificati

speciali di credito del Tesoro) 1兆リラを発行した。同国債は全額金融機関等を対象に発行され、未消化分(2,340億リラ)についてはイタリア銀行が全額引受けを行った。発行条件等は以下のとおり。

(1) 発行価格

額面金額と同一価格(最小発行単位百万リラ)。

(2) 利率等

イ. 金利は半年払(利払日1月1日、7月1日)。

ロ. 利率は基準期間(3～5月<下期分の利率算出の場合>または7～11月<上期分の利率算出の場合>)または7～11月<上期分の利率算出の場合>または7～11月<上期分の利率算出の場合>の短期大蔵省証券入札レート(注)の加重平均値(注)を適用し(ただし最低7%<年率換算約14%>の利回りを保証)、半年複利として計算する。

なお77年3～5月を基準とした本年下半年分(利払日78年1月1日)の利回りは7.85%(年率換算16.27%)となっている。

(注) 同レート加重平均値の算出方法は、まず計算基準期間の各月に発行された3種類の短期大蔵省証券(3ヵ月もの、6ヵ月もの、1年もの)の発行利回りを市中消化額に応じて加重平均し、この3ヵ月平均値を計算。さらにこれを半年利回りに換算して利子計算に適用(ただし小数点第2位は、0.05%ポイントのみで端数処理)。

(3) 期間および償還日

2年。1979年7月1日。

(4) 形式

無記名、譲渡可能。

(5) その他

イタリア銀行による通常貸付の適格担保に加えるほか、所得税の免除等税制上の優遇措置をその他の国債と同様認める。

2. 変動利付国債の発行に関連してスタムマーティ蔵相は、「公共部門赤字のファイナンスを、従来のような短期大蔵省証券発行に依存した短期ファイナンス方式から中期のものへと移行させるための第一歩となろう」との見解を明らかにしている。

◇イタリア、為替管理の一部緩和を実施

1. イタリア政府は6月8日、輸出代金流入促進のため業者段階での外貨建輸出ユーザンス(最長通関後120日まで)供与に際し義務づけてきた外貨借入(即時市場売却)最低限度(注)を、輸出金額の50%相当額から25%相当額にまで引下げ翌9日から実施する旨決定した(ただし1件500万リラを下回る取引は従来通り除外)。

(注) リラ防衛策の一環として76年5月に導入されたもので、当初の外貨借入限度は30%とされていたが、その後同10月に至り50%にまで引上げられていた(50年6、10月号「要録」参照)。

2. 今次措置の背景としては、①最近のリラ相場の堅調

持続および②同国対外準備の回復傾向、が指摘されている。

◇スイス中央銀行、大口為替取引の報告徴求措置を期限延長

スイス中央銀行は6月2日、6月末に期限切れとなる大口為替取引の報告徴求措置に関する紳士協定(注)を明年6月末まで1年間期限延長する旨発表した。

(注) 同協定は市中銀行(外銀支店を含む)、多国籍企業、一部金融会社を対象に、75年4月、同年末までを期限に初めて締結された。その後3度にわたって期限延長され、76年12月にはその内容が簡素化されている(50年4月号、51年1月号、8月号、52年1月号各「要録」参照)。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は6月22日、公定歩合の引下げ等、以下のような金融緩和措置(年初来4回目、2月号、3月号および6月号「要録」参照)を決定、翌23日から実施する旨発表した(年利%、カッコ内旧レート)。

(1) 再割引歩合(公定歩合)……………6.0 (6.5)
(2) 債券担保貸付金利

イ. 貸付限度わく内の貸付適用金利……………6.0 (6.5)
ロ. 貸付限度わく外の高率適用金利……………6.25 (6.75)

2. 今次引下げ措置につき、ベルギー中央銀行(D. Haeze 副総裁)は「前回の引下げ時と同様景気回復の遅延、国内金融市場の緩和傾向、為替市場におけるベルギー・フランの堅調、という事情を考慮して決定した」と説明している。

◇ベルギー、新内閣発足

1. ベルギーでは、4月7日の総選挙後、引続き第1党の座を確保したキリスト教社会党首ティンデマンスを中心に組閣折衝が進められてきたが、5月3日、キリスト教社会党、社会党、フランス語民主戦線、フランドル人民同盟の四党からなる連立内閣が発足した。

新内閣の主要閣僚は、以下のとおり。

首 相	Leo Tindemans	(キリスト教社会党フ ラン系) <再任>
法 相	Renaat Van Elslande	(“)
蔵 相	Gaston Geens	(“)
農 相	Antoine Humblet	(キリスト教社会党フ ロン系)
社会保障相	Alfred Califice	(“)
外 相	Henri Simonet	(社会党フロン系)
雇用労働相	Guy Spitaels	(“)
公共事業相	Guy Mathot	(“)
経 済 相	Willy Claes	(社会党フラン系)

貿易相 Hector de Bruyne(フランドル人民同盟)
2. 今次内閣発足までの経緯をみると、当面の最大の政治問題である地方自治制度の改革(地方自治体への中央政府の権限の一部移譲等)を巡る内閣参加各党間の対立から組閣交渉は難航し、異例の長期交渉となったという事情が指摘されている。新内閣の前途については、閣僚ポストの配分に際してのあつれきがしこりとなっているなど閣内のまとまりが必ずしもよくないうえ、従来しばしば政情不安を引起してきたワロン系ベルギー人(フランス語使用)とフラマン系ベルギー人(オランダ語使用)との反目も依然根強いため楽観を許さないとみる向きが多い。

◇オーストリア中央銀行、公定歩合の引上げ等を決定

1. オーストリア中央銀行は6月7日、公定歩合の引上げを含む以下のような金融引締め策等を決定、発表した。

(1) 公定歩合およびロンバード・レートをともに1.5%引上げ、それぞれ5.5%および6.0%とし、6月10日以降実施する。

(2) 貸出残高増加率が月1.1%(年率換算13.2%、本年3月31日基準)を超える銀行に対しては今後中央銀行貸出を認めない。なお、市中銀行の貸出に際しては、産業金融に比し、消費者金融をより抑制的に運用することを期待する旨付言。

(3) 輸出金融および構造改善金融の円滑化を図るため、中央銀行が輸出金融公社に対し10億シリングの貸出を実行するほか、長期信用銀行(Österreichische Investitionskredit A.G.、大手市中銀行数行の出資により設立)向けに、10億シリングの追加融資を行うことをその出資銀行に対して要請する。その結果生ずる融資銀行の資金繰り上の負担については中央銀行が信用供与に応じる。

本措置に関しオーストリア中央銀行では「本措置は主としてこのところ逆調の目立つ貿易収支改善をねらったものである。最近の市中銀行の貸出増加率は年率20%を超えているので措置の内容はかなり厳しいものと考えている。また最近の短資市場レートは8%程度と引続き公定歩合を上回っているので貸出増加抑制措置は十分実効性があるものと期待している」とコメントしている。

2. 一方、本措置を支援するため、オーストリア政府も財政面で78年以降公共投資および補助金の10%削減、輸出金融および構造改善融資の円滑化を図る旨同時に発表。

◇スペイン、第2次スアレス内閣成立

スペインでは6月15日に41年ぶりに実施された総選挙の結果、スアレス首相の率いる民主中道連合(中道右派)が第1党を占めた(別表参照)ことに伴い、7月4日第2次スアレス内閣が成立した。新内閣は民主中道連合のメンバーを中心に民間経済専門家、弁護士等を含めたものとなっており、前内閣よりも幾分リベラル色が強いとされている。なお主要閣僚名は以下のとおりである。

首相 Adolfo Suárez Gonzales(留任)

副首相(国防担当)

Manuel Gutierrez Mellado(留任)

〃 (経済担当)

Enrique Fuentes Quintana

〃 (政治担当)

Fernando Abril Martorell

外相 Marcelino Oreja Aquirre(留任)

蔵相 Francisco Fernandez Ordonez

工業相 Alberto Oliart

政党別下院議席数

政 党 名	議 席 数
民主中道連合 (UCD)	166
社会労働者党 (PSOE)	118
共 産 党	19
人 民 同 盟	16
カタロニア民主党	11
バスク国民党	8
その他とも計	350

(注) 開票率99%の暫定議席数。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、短期外資の導入抑制策を実施

韓国政府は、外貨準備が累増している状況下、条件の不利益な短期外資の導入抑制により対外債務内容の改善を図るため次のような措置を講じた(5月12日から実施)。

- (1) 期間3年未満のシンジケート・ローン(国内銀行との協調融資を除く)の導入を禁止。
- (2) 期間3年未満の短期外資導入許容金利を引下げ。
 - ① 期間3か月未満のもの…LIBOR+0.125%(従来0.25~1.0%)。
 - ② 期間3か月以上6か月未満のもの…LIBOR+0.25%(同0.75~1.5%)。
 - ③ 期間6か月以上1年未満のもの…LIBOR+0.5%(同1.25~1.75%)。

④ 期間1年以上3年未満のもの…LIBOR+1.0%(同1.5~2.0%)。

(3) 外国銀行国内支店のスワップ・マージン…最高1.5%(従来2.0%)。

(4) 輸出前受け規制の強化…外為銀行の返還保証付きの輸出前受けは、従来当該業者の輸出商品の過去1年間の輸出実績の40%まで認められていたが、これを20%以内に引下げる(外為銀行の返還保証のないもの、および中小企業の1件当たり1百万ドル以下のものについては従来どおり40%以内まで認める)。

◇韓国、外貨貸出取扱規定の一部を改正

韓国銀行は、原材料の輸入円滑化、外国人の投資促進を図るため外国銀行国内支店による短期外貨貸出制度を新設した(5月6日)ほか、条件の不利益な民間借款の外貨貸出への転換を図るため国内外為銀行、外国銀行国内支店の中長期外貨貸出の対象範囲の拡大等を決定(5月19日)した。概要次のとおり。

(1) 外国銀行国内支店による短期外貨貸出(第3種外貨貸出)制度の新設

イ. 融資対象…①鉄鉱石、銅鉱石、燐鉱石および古鉄の輸入代金、②期間180日超の延払輸入対象品目を輸出用原材料として輸入する場合の輸入代金、③外国人投資企業の運転資金(投資額の20%以内)、④その他財務部長官が必要と認める資金。

ロ. 融資期間…原則として最長1年(ただし6ヵ月に限り延長を認める)。

ハ. 適用金利…①国内の支払保証がある場合はLIBOR+1.5%、②支払保証がない場合はLIBOR+1.75%。

(2) 中長期外貨貸出対象範囲の拡大等

イ. 外貨貸出対象範囲(注)の拡大

① 国内外為銀行中長期貸出(第1種外貨貸出)…輸入代替および経済開発事業遂行のための設備・同部品の輸入代金(従来は外国銀行国内支店のみ取扱い)、および政府投資機関の外国に対する用役費を追加。

② 外国銀行国内支店の中長期貸出(第2種外貨貸出)…自家発電用発電機・同部品および、観光ホテル建設用資機材輸入代金を追加。

ロ. 融資限度わくの拡大…当該輸入代金等の100%(従来80%、なお、第2種対象貸出は従来から100%)。

(注) 従来の対象範囲

輸出用資本財の輸入代金、1年以上の延払輸出に必要な原材料の輸入代金、軍需産業用設備の輸入代金、資本財の延払輸入にかかる頭金、その他財務部長官が必要と認める資金

(以上第1種、第2種共通)、輸入代替および経済開発事業遂行のための設備・同部品の輸入代金(第2種のみ)。なお貸出期間は第1種が最長5年、第2種が最長8年。

◇韓国、付加価値税制を導入

韓国政府は6月13日、既定方針どおり7月1日から付加価値税を実施することを最終決定(注1)した。

今次付加価値税制の導入目的は、税制の簡素化(注2)もさることながら主として現行第4次5ヵ年計画達成のための必要財源の確保、免税による輸出および投資の促進にあると伝えられる。概要次のとおり。

- (1) 税率…10%(注3)の単一税率。
- (2) 課税対象取引…国内で行われる財貨の引渡し、サービスの提供または財貨の輸入。
- (3) 課税計算期間…6ヵ月間(2ヵ月ごとに予定申告納付)。
- (4) 課税方法…課税計算期間中の売上げにかかる付加価値税額から仕入れにかかる同税額を控除したものが納税額。
- (5) 免税
 - ① 輸出に対してはゼロ税率を適用(仕入れ時に納付した税額の払戻しを受けることができる)。
 - ② 水道、バス、地下鉄、医療保険、新聞、雑誌、金融、不動産賃貸等については非課税とする(仕入れにかかる税額の控除は認められない)。
- (6) 投資財の取扱い…投資財の購入にかかる税額は直ちに売上げにかかる税額から全額控除できる(即時控除方式)。
- (7) 中小企業に対する特例…年間売上げ高が12百万ウォン以下の中小企業には付加価値税を適用せず、別途年間売上げ高に対し2%の課税を行う(ただし、対象者は付加価値税を選択することができる)。

(注1) 付加価値税法は76年12月制定。同法は実施日7月1日と一応規定しているが、大統領に延期の権限を与えている。

(注2) 従来の間接税10税目のうち酒税、電話税、印紙税を除く7税目と遊興飲食税(地方税)を統合吸収。

(注3) 法律上の基本税率は13%であるが、政府は同税率を上下3%の範囲内で加減できる権限を与えられている(ただし適用期間は最長2年)。今次実施に際しては物価面への配慮から下限10%に引下げ調整したものの。

◇台湾、公定歩合および市中預貸金金利を引下げ

中央銀行は6月9日、企業のコスト軽減により輸出競争力を強化するため公定歩合および市中預貸金金利の引下げ(0.5%)を決定、10日から実施した。今次引下げにより、74年9月以降の公定歩合引下げ幅は通算5.75%となる。新旧金利は次のとおり(年利・%)。

(1) 公定歩合	新レート	旧レート	(引下げ幅)
手形再割引	8.25	8.75	(0.50)

担保貸付

公債担保	9.50	10.00	(0.50)
その他担保	9.50	10.00	(0.50)
短期融通(無担保)	11.50	12.00	(0.50)
輸出前貸	5.50	5.50	(—)

(2) 市中金利

貸出	最高	最低	最高	最低	
手形割引	9.50	9.25	10.00	9.75	(0.50)
担保貸付	10.75	10.50	11.25	11.00	(0.50)
無担保貸付	11.50	11.25	12.00	11.75	(0.50)
輸出前貸	6.50		6.50		(—)
預金					
普通預金	1.00		1.00		(—)
定期預金					
1ヵ月もの	5.25		5.75		(0.50)
3ヵ月 "	6.00		6.50		(0.50)
6ヵ月 "	6.75		7.25		(0.50)
9ヵ月 "	7.50		8.00		(0.50)
1年および	9.50		10.00		(0.50)
1年超もの					
貯蓄預金					
普通貯蓄	4.75		5.25		(0.50)
定期貯蓄					
1年もの	9.50		10.00		(0.50)
2年 "	9.50		10.00		(0.50)
3年 "	9.50		10.00		(0.50)

◇タイ、わが国から第4次円借款導入

わが国の対タイ第4次円借款の交渉がまとまり、6月10日、両国政府の間で調印が行われた。本借款の主な内容は次のとおり。

金額	249億円(海外経済協力基金を通じ供与)
償還期間	18年(据置7年)
金利	年3.25%
対象プロジェクト	配電施設拡充計画、クワイ・ヤイ河かんがい計画、首都圏電話施設拡張計画

わが国の対タイ円借款は、第2次および第3次経済開発5ヵ年計画に対する協力の形で、68年の第1次以降72、75年にも実施されてきたが、今次借款も第4次5ヵ年計画(77年～81年)への資金協力を行うもの。なお、第1次～第3次借款がわく供与方式(あらかじめ供与総額を取決め、そのわく内で対象プロジェクトを選定)であったのに対し、第4次分は積上げ方式(まず対象プロジェクトを選定し、その積上げで総額を決定)に変更され

ている。

◇マレーシア、預貸金金利を引下げ

マレーシア中央銀行は5月31日、商業銀行の預貸金金利を次のとおり0.5～1.0%方引下げる旨発表、6月2日から実施した。

(単位、年利・%)

(1) 定期預金金利	新レート	旧レート	(引下げ幅)
1 か月	3.0	3.5	(0.5)
3 "	5.0	5.5	(0.5)
6 "	5.5	6.0	(0.5)
9 "	5.75	6.5	(0.75)
1 年	6.5	7.5	(1.0)

(2) 貸出金利

プライム・レート	7.5	8.5	(1.0)
優遇レート(注)	7.0	8.0	(1.0)

(注) 政府系機関および農業関連機関に対する貸出に適用。

同国では、昨年は輸出好伸を背景に顕著な景気回復(実質GDP成長率、75年2.5%、76年11.3%)をみたが、本年は昨年のような輸出の伸びが期待できないうえ、民間企業の投資マインドが依然低迷状態を続けているため、このままでは本年の政府経済目標(実質GDP成長率9.0%、民間設備投資8.0%)の達成が危ぶまれ、第3次マレーシア5ヵ年計画(76～80年、実質GDP成長率目標年率8.5%)の遂行にも支障を来すおそれが生じたため、本措置が実施されたもの。

◇インドネシア、新規石油開発に優遇措置

昨年外国石油会社との間でインドネシア側の取り分を増やす形で産油契約の改訂(51年9月号「要録」参照)が行われて以降、同国における新規石油開発活動が沈滞したため、政府およびプルタミナ(国営石油会社)はその打開策として次のような新規油田開発に対する優遇措置を実施した。

(1) 投資奨励金の供与

プルタミナは4月25日、外国の新規石油開発投資を奨励するため、その投資額の20%を融資(investment credit)する旨決定。

(2) Caltex と新油田開発契約を締結

プルタミナは5月18日、同国最大の外国石油会社Caltex Pacific Indonesia と新油田開発契約を締結した。この契約は、新規油田開発および油田の改修により産油量を増加させた場合、その増加生産分については生産開始後5年間Caltex にバレル当り50セントの割増し利益を保証するもの。なお同社は、昨年4月の

作業請負契約の改定により、昨年1月にさかのぼり、プルタミナの利益取り分を原油1バレル当り1ドル増加させることで合意をみている。

(3) プルタミナとの合弁方式を提案

プルタミナは3月14日、プルタミナの鉱区(開発が比較的困難な4地域)における探査および開発活動に参加する外国石油会社に対しては、プルタミナが50%出資し、しかも外国石油会社が生産される原油のうち開発コスト相当分として受取るシェアを50%(昨年央の原油生産分与契約改訂以降のシェアは20～30%)に増大させ、残りの生産原油(利益原油)については現状どおり(外国石油会社の取り分15%)とする方式を提案した。プルタミナのハルヨノ総裁によれば、5月18日現在、この方式に応じて、探査、開発を申請した外国石油会社は17社にのぼっている。

このほか、プルタミナは、新規に油田探査を行う外国石油会社に対し、インドネシア国内への低価格(コスト+20セント/バレル)での供給義務を5年間免除する用意がある旨表明している。

◇インドネシア、サウジアラビアから借款

インドネシア政府は5月26日、サウジアラビア開発基金(Saudi Fund for Development)からの借款協定に調印した。本借款は、東部ジャワの道路改修拡張プロジェクト資金(1億ドル)の50%に相当し、残額はアジア開発銀行から借款を受ける予定となっている。条件等は次のとおり。

金額 50万ドル

期間 14年(据置6年)

金利 年3.5%

なお、このほかの中東産油国からの資金導入としては、本年5月クウェート(総額30万ドル)およびアラブ首長国連邦(24.3万ドル)からの借款(条件は上記サウジアラビアからの借款と同じ)が合意をみている。

◇フィリピン、円建私募債を発行

フィリピン政府は6月15日、野村証券を引受け主幹事とし、初の円建私募債を発行した。本債券の概要は次のとおり。

総額 100億円

償還期間 10年

利率 年8.5%

発行価格 100円につき99円50銭

応募者利回り 年8.59%

引受幹事 野村証券、大和証券、山一証券、東京

銀行

わが国における円建私募債の発行は、48年12月のメキシコ石油公団債発行以降認可されていなかったが、今回、発展途上国からの経済援助拡大要請が強まっている折から、財政資金を使わない形での経済協力を促進する見地から認められたもの。

◇ビルマ、初の国際シンジケート・ローンを導入

ビルマ国営石油会社 Myanmar Oil は6月6日、石油パイプライン建設等を目的とした初の国際シンジケート・ローン導入のための取決めに調印した。主な内容は次のとおり。

- (1) 借入総額は38.75百万米ドル(全額政府保証)で、このうち14.9百万ドルはパイプライン(全長200マイル)建設に、残りは石油掘削装置およびその他の油田用機器の購入等に充当する予定。
- (2) 金利はLIBOR+2.5%(ほかにCommitment fee 0.75%)、返済期間は5年半(据置期間2年、半年毎8回均等分割返済)。
- (3) 参加金融機関は、幹事銀行であるChase Manhattan Asia およびWardleyのほか日系金融機関2行(Tokyo Finance Ltd. <在香港、東銀100%出資>4百万ドル、Orion Pacific Ltd. <在香港、三菱20%、日興証券5%出資>2百万ドル)を含む日本、欧州各国、シンガポール、マレーシア等10か国14行。

同国政府は、国内経済の長期停滞(注)に対処するため75年以来徐々にビルマ式社会主義路線(非同盟中立、国有化による自力更生)の修正を行ってきたが、本年2月には第3回ビルマ社会主義計画党大会においてこれをさらに押進め、例えば、合弁方式を含む外資導入を促進する旨表明しており、今回の措置もこうした方針に沿って実施されたもの。

(注) 最近の実質GDP成長率は次のとおり(カッコ内は政府目標値)。

1974/75年度	2.6%	(6.3%)
75/76 "	4.8%	(6.4%)
76/77 "	6.0%	(6.9%)
77/78 "	n.a.	(6.6%)

◇インド、77年度の輸入政策を発表

インド政府は4月27日、77年度(77年4月~78年3月)の輸入政策を発表し、国内供給が不十分な原材料、資本財等を中心に、輸入規制を品目数、金額、手続き面などについて一段と緩和する旨を明らかにした。本措置の概要、背景等は次のとおり。

(1) 措置の概要

- イ. 機械類、医薬品、化学製品等について、Open General Licence(注)の対象品目を大幅に拡大する

(これまで93品目のみ)。

(注) 特定の地域・通貨・期間の範囲内であれば金額に制限なく発給される輸入ライセンスで、国内調達がほとんど不可能な品目が対象。

ロ. 自動認可わく制度(75/76年度導入、50年5月号「要録」参照)に基づく輸入ライセンスの発給基準を、従来の過去2年間の輸入原材料、機械部品の消費実績額またはライセンス認可額のいずれか低い方から消費実績額(ただし、過去2年間の消費実績額のうちいずれか高い方)へ一本化する。

ハ. 輸入機械の部品・スペア、合織、食用油等最近国内供給不足の目立つ品目(合計28品目)について、当面過去の実績等にかかわらず自由化する。

ニ. 国営の各種貿易会社による大量一括輸入品目のうち、政府の放出許可(release order)なしにユーザーに販売できる品目数を大幅に増加させる(43→97品目)。

ホ. 小規模企業については、自動認可わく制度指定品目の原材料、機械部品輸入を前年度の消費実績比20%増まで認めるほか、それらを使用して生産した製品のうち20%以上が輸出向けである場合は制限わくなしに輸入ライセンスを発給する。

ヘ. 輸出品生産のためにのみ輸入し得る原材料、機械部品を規定した品目リスト(shopping List と呼ばれ、国内調達が不可能な品目を対象)を廃止する。

(2) 背景等

本輸入政策の変更は、従来から同国経済発展の阻害要因の一つとなっていた原材料、資本財の供給不足に対処し、輸出産業の振興、小規模企業の育成、物価上昇抑制などをねらったもの。

同国では昨年度、中東向け資本財や紅茶等伝統的一次産品を中心とする輸出増および食糧、肥料等の輸入減から貿易収支が好転した(75/76年度の大幅赤字<約122億ルピー>から小幅ながら黒字<約7億ルピー>に転化)ことや在外インド人からの本国送金増などから外貨準備が著伸した(77年2月末、約35億ドル<前年同月末、約18億ドル>)ため、こうした機会をとらえて懸案の規制緩和に踏切ったものとみられる。

◇インド、金融引締め政策を一部緩和

インド準備銀行は5月27日、市中預貸金金利の引下げ等これまでの金融引締め政策を一部緩和する旨を発表した。

本措置の概要は次のとおり。

1. 預金金利を以下のように変更し、定期預金について

は6月1日から、貯蓄預金については7月1日からそれぞれ実施する。

(単位、年利・%)

(1) 貯蓄預金(指定商業銀行)		新	旧	
小切手振出を認めるもの	3.0	残高1億ルピー以下	5.5	
〃 認めないもの	5.0		〃 1~2.5億ルピー	5.25
			〃 2.5億ルピー以上	5.0
(2) 定期預金		新レート	旧レート	
イ. 15~45日		3.0	3.0	
46~90日		3.5	3.5	
91日~6か月		4.0	5.5	
6か月~9か月		4.5	6.0	
9か月~1年		5.0	7.0	
1年~3年		6.0	8.0	
3年~5年		8.0	9.0	
5年以上		10.0	10.0	

ただし、要求払および定期負債総額が2.5億ルピー未満の指定商業銀行については、5年以下の貯蓄および定期預金について0.25%の上乗せを認める。

- 商業銀行による期間3年以上の貸出について、最高貸出金利を現行の15%から12.5%とするよう勧告する。
- 預金準備率(現行6%)は据置、預金増加額準備率(預金増加分の10%、本年1月14日導入)を今後も継続する。ただし、これらに対する付利は5.5%から6.0%に引上げ、6月1日より実施する。
- 商業銀行による食用油・油実関連貸出について証拠金をそれぞれ10%引上げる(ただし、輸入ものについては一定条件の下で適用外とする)。
- 商業銀行の食糧公社向け貸出に対するリファイナンス供与基準を引上げ(100→150億ルピー)、これを超えるものにつき、増加分の50%まで準備銀行がリファイナンスする(金利10%)。
- 準備銀行の手形再割については、これまで残高の10%まで自動的に行ってきたものを、準備銀行の規定する条件の下で行うこととする。

同準備銀行によれば、今回の措置は国内信用膨張(注)を可能な限り抑制しつつ、その範囲内でこれまで低迷が続けてきた民間投資を喚起し、とりわけ優先部門(小規模企業、農業等)向け信用供与増加を図ることをねらいとしたものとされている。

(注) 最近のマネーサプライ(M1)の推移

	前年同期(月)比
1976年4~6月	11.1%
7~9月	14.6
10~12月	17.6
1977年 1月	18.0

◇インドの主要メーカー、製品価格の年内凍結を決定

インドの主要メーカー12社は5月31日、製品価格の年内凍結を決定した。もっとも、同決定によれば、今次凍結に際して各社はできる限りコスト削減に努力するが、収益が赤字となった場合には値上げを行うとしている。

これは、デサイ政権が最近の急激な卸売物価上昇(注)を抑制するため、政権発足(本年3月)以来インド商工会議所連合会等各種経済団体に対し繰返し価格凍結を要請してきたことに呼応してとられたもの。

(注) 最近の卸売物価の推移

	前年同期(月)比
1976年7~9月	+ 0.3%
10~12月	+ 3.6
1977年 1月	+ 9.1
2月	+11.8

◇パキスタン、公定歩合等の引上げを実施

パキスタン国立銀行は6月7日、公定歩合および市中預貸金金利を引上げた。本措置の概要は次のとおり。

- 公定歩合を9.0%から10.0%に引上げる(74年9月<8.0→9.0%>以来2年9か月ぶり)。
- 市中預貸金金利を以下のとおり0.5~1.0%方引上げる。

(単位、年利・%)

	新レート	旧レート
イ. 最高貸出金利	14.0	13.0
(ただし、輸出向け等優遇レートは据置)。		
ロ. 市中預貸金金利		
通知預金		
7日以上29日未満	5.5	5.0
30日以上	6.5	6.0
貯蓄預金		
小切手振出ができるもの	7.5	6.5
〃 できないもの	8.5	8.0
定期預金		
3か月以上6か月未満	9.0	8.0
6か月〃1年〃	9.5	8.5
1年〃2年〃	10.5	9.5
2年〃3年〃	11.0	10.0
3年〃4年〃	11.75	10.75
4年〃5年〃	12.25	11.25
5年〃	12.75	11.75

同国では最近、主要農産品である綿花の大幅減産(不作の前年度比-16%の見込み)や本年3月の総選挙実施後の長期にわたる政情不安(反政府デモや暴動が各地でひんぱつ)に伴う投機的な動きの台頭などから物価上昇傾向が強まっており、今回の措置はこうした状況に対処

するとともに、海外(特に在外パキスタン人)からの資金導入を図ることをねらったものとみられている。

◇アラブ首長国連邦で2銀行が営業停止

アラブ首長国連邦(United Arab Emirates)では、まず5月19日に Janata Bank(注1)がアビダビ手形交換所において不渡りを出したのに続き、21日には Ajman Arab Bank(注2)がインター・バンク・コール預金の取付けにあい、それぞれ営業停止を余儀なくされた。

(注1) 74年設立。アブダビ所在。資本金3.3百万円ドル。バングラデシュ中央銀行が、中近東産油国からの資金導入のチャネルとするため全額出資で設立。

(注2) 75年設立。本店はアジュマン(アラブ首長国連邦を構成する7首長国の1つ)、支店はアブダビ、シャルジャ、ロンドン、ニューヨークの計4ヵ所。資本金6.4百万ドル。出資比率は、アジュマン首長国政府および World Financial Corporation (Merchantile Trust Company<米国>の子会社)が各40%、アラブ首長国連邦内の民間出資が20%。

同国は、75年2月に内外銀行の新設に対する禁止措置が実施されるまでは全く自由であったことから、人口(73年推定—32万人)、面積(8万平方キロ)等に比して銀行数が47(ただし full-licensed bank のみ、ほかに認可済みのもの9行)と世界で最も銀行が過密な地域の1つに数えられている。このため、膨大なオイル・マネーの流入を背景とした経済規模の急拡大にもかかわらず、比較的基盤の弱い零細な金融機関では引続き優良融資先確保が難しく、不動産、建設業等への長期貸資金を短期借入により賄うなどの経営を余儀なくされ、そのとがめが表面化したものとみられている。

こうした状況に対処して、アラブ首長国連邦通貨委員会(United Arab Emirates Currency Board)は、5月22日、資産構成の健全化を促す見地から自己資本比率規制(総負債は、資本金+準備金+内部留保の15倍以内)の導入(実施時期は未定)を、また、過度の貸出競争を抑制することをねらって、預金準備率の引上げ(5→7.5%、7月1日実施予定)を、それぞれ発表した。

◇イスラエル、為替レート切下げを実施

イスラエル政府は、5月24日、同国通貨イスラエル・ポンドを主要5通貨バスケット・レート(51年8月号「要録」参照)に対してIMF方式で1.88%切下げる(対バスケット・レート、9.42イスラエル・ポンド→9.60イスラエル・ポンド)旨決定、翌日から実施した。

同国では、外国為替市場での投機を回避しつつ貿易収支の改善を図る見地から、74年11月以降本年3月20日まで19回にわたり小刻み切下げを実施してきたが、依然輸出の大宗を占めるダイヤモンド加工品や果実類が伸び悩

んでおり、期待したような効果があがらないため、さらに今次措置をとったもの。

◇豪州、製造業白書を発表

豪州政府は5月24日、同国製造業に対する政府の基本育成政策、将来の展望などを盛り込んだ製造業白書(White Paper on Manufacturing Industry)を初めて発表した。

本白書は、75年10月に提出されたジャクソンレポート(注)の勧告を受けて今回議会に提出されたものであるが、同国製造業の育成には当面政府の保護政策が必要である点などを強調している。同白書の主要点は次のとおり。

(注) 豪州製造業の発展とその対策のあり方を検討するため労働党政府によって74年7月設立されたジャクソン委員会が75年10月、政府に提出した報告書。同報告書は、政府に対し、(1)関税を今後5～15年間に適正水準にすること、(2)外資規制は継続し、今後15年間に豪州資本比率を最低50%にすること、などを要請するとともに、同報告検討後、豪州製造業の構造変化に対応した政策のわく組を定める白書を作成のうえ議会に提出するよう勧告していた。

(1) 製造業は豪州経済発展のうえで重要な役割を果たしてきており、総雇用人口、輸出、国内総生産それぞれに占める製造業の割合は約2割に達している。

(2) 豪州製造業の発展を制約している要因としては、①豪州大陸が国際市場から遠いこと、②人口寡少でしかも分散していること、③輸送上に問題があること、④高賃金と低生産性、などがあげられる。

(3) 政府の製造業政策

イ。経済低迷期間中は、経済的社会的はたんを防ぎ雇用機会の減少を最小にするため、適正な保護政策が必要である。

ロ。長期的には、政府の過大な保護を必要とせず拡大が見込まれる業種の育成を図る。

ハ。特定産業だけを重点的に育成する基幹産業政策はとるべきではない

(4) 製造業の構造的問題解決のための研究開発援助、生産性向上のための援助等は継続すべきである。

(5) 製造業の今後のあり方を審議するため、政界、産業界、労働組合、消費者等各界代表をメンバーとする豪州製造業審議会(Australian Manufacturing Council)を新設すべきである。

(6) 将来の有望業種としては、①天然資源を活用したもの、②技術革新の進んでいるもの、③農業機械など国内需要増大が期待できるもの、などがあげられる。

◇豪州、支払準備率を引下げ

豪州準備銀行は6月16日、主要商業銀行の支払準備率

を現行の10.0%から9.0%に引下げ、20日より実施することを決定した。

今回の引下げにつき同行は、「年度末納税期限(6月末)接近に伴う季節的な流動性不足を緩和し、商業銀行の流動性を適正水準に保つための通常の金融操作であり、基本的な金融政策の変化を意味するものではない」(ナイト総裁)と説明。

共産圏諸国

◇第31回コメコン総会の開催

第31回コメコン総会は、6月21日から23日までワルシャワで開催された。プラウダ紙(6月25日付)に発表されたコミュニケによると、今次総会での合意事項等は次のとおり。

- (1) コメコン経済統合計画は成功裡に実施されており、特に機械部門の専門化・共同化が進展した(専門化・共同化された機械部門の生産は76年中前年比+51%、機械設備輸出総額の31%を占めた)。
- (2) 燃料・エネルギー、原材料、主要食糧各部門の増産とそのための機械設備確保に関する長期協力計画の策定に努力しなければならない。
特に原子力エネルギー開発の重要性にかんがみ、1978年には原子力発電所用設備の生産、供給面での多角的専門化・共同化に関する協定を加盟国間で締結する。
- (3) コメコン・EC間で互恵平等を原則とする通商協力協定を締結することは、経済協力の発展に寄与するのみならず、欧州における緊張緩和、平和を強化する。
- (4) ベトナムがコメコン銀行、コメコン国際投資銀行に加盟したことを歓迎する。

◇ハンガリー、外資導入法を改訂

ハンガリー政府は5月、外資導入法(1972年10月施行)の一部改訂を公表した。今次改訂に関し、当局では、①生産設備等の近代化、②輸出商品の品質向上等を目的としたものとコメントしている。今次改訂の主要点次のとおり。

- (1) 外資導入の対象……従来の商業(貿易)、サービス部門に加え、新たに生産部門も追加。
- (2) 外国企業の出資比率……金融サービス部門に限り49%を上回ることも可能。
- (3) 合弁企業に対する課税……利潤税(一律40%)、賃金税(一律35%)に限定し、固定資産税等その他諸税の納

税義務を免除。

なお同国では、今次改訂により、特に食品加工、化学、鉄鋼等の大型合弁企業の誘致を企図していると伝えられる。

◇ベトナム、外国人投資に関する規則を決定

ベトナムは、4月18日の閣議で外国人投資に関する規則を決定し、即日実施した。その骨子は次のとおり。

- (1) 外国投資家……企業体(Enterprise)、会社(Company)、国営機関、民間機関、国際機関、もしくは個人とする。
- (2) 投資対象分野……天然資源開発、農業、工業、建設、輸送等とする(ベトナム政府が留保するものを除く)。
- (3) 投資形態……①生産協力、生産物分与、②合弁事業、合弁会社、③輸出専門私企業の3種とする。形態別の主な投資条件は以下のとおり。
 - イ、「生産協力、生産物分与」における外国側の資本シェアは外国側が投下した資本および技術設備を双方が評価して決定する。生産物は双方により合意された期間、出資比率に応じて分配される。
 - ロ、「合弁事業、合弁会社」は、ベトナム法上の法人とし、外国側の投下資本は資本金総額の最低30%、最高49%とする。
 - ハ、「輸出専門私企業」の輸出製品にはベトナムの関税法が適用される。輸出による獲得外貨はベトナム外国貿易銀行に預金しなければならない。
- (4) 外国側に対し以下の権利を認める。
 - イ、「生産協力、生産物分与」において外国側に分配された生産物に対する輸出税を免除する。
 - ロ、「合弁事業、合弁会社」および「輸出専門私企業」は、投資許可証が発行された日から原則として10~15年間事業を行う権利をベトナム政府により保証され(特別の場合には同期間の延長も可)、投資資本を保護される。企業が国有化される場合には双方の合意した適正な価格によって買収される。
 - ハ、「合弁事業、合弁会社」は、事業開始後数年間にわたる所得税の減免、輸入設備、原材料等に対する輸入税の減免、輸出生産物に対する輸出税の減免等税制上の優遇措置を受けうる。
 - ニ、「輸出専門私企業」は、輸入設備、原材料等に対する輸入税の暫定的免除、輸出税の免除等の優遇措置を受ける。
- (5) 必要のある場合、ベトナム政府は外国側に一層有利となるような条件を認めることがありうる。